

懲戒処分の標準例・処分量定一覧

横浜市教育委員会

事由	戒告	減給	停職	免職
ア 守秘義務違反 公務の運営に重大な支障を生じさせた。				
具体的に命令又は注意喚起されたセキュリティ対策を怠った場合				
イ 個人情報の不当利用				
ウ 勤務態度不良 公務の運営に重大な支障を生じさせた。				
エ パソコン・インターネットの不正利用				
オ 違法な政治的行為				
カ 公職選挙法、政治資金規制法違反				
キ 違法な職員団体活動				
ク 営利企業等従事				
ケ 欠勤(7日以内) 8日以上14日以内				
15日以上				
コ 休暇・職免の虚偽申請				
サ 職場内秩序びん乱				
シ 虚偽報告				
ス 公文書の不適正な取り扱い				
セ 業務データ等の不適切な管理				
ソ職場におけるハラスメント				
タ 収賄				
チ 供応				
な員(行と2為し)等で教不育適公切務	ア 児童生徒に対して悪質又は常習的に不適切な指導、言動又は対応をした。 イ 児童生徒に対して不適切な指導、言動又は対応をした。 ウ 校外学習指導中及び部活動指導中に飲酒等 エ 他教員等の明白な非違行為等を容認した場合 オ その他、本市教育の信頼を損なう重大な非違行為をした。			
(3) 体罰等	ア 児童生徒に体罰を行い負傷させた(精神的な後遺症を与えた場合も含む) イ 児童生徒に体罰を行ったが負傷には至っていない。 ウ 児童生徒に対し、悪質又は常習的な体罰を行った。			
セ(クシ)ユわいトルせ・つ行行為ス及びン	ア 児童生徒等に対する行為 法律・条例等に違反するわいせつな行為(性的行為と受け取られるような身体的接触等を含む。)をした セクシュアル・ハラスメントをした イ ア以外の者に対する行為 法律・条例等に違反するわいせつな行為(性的行為と受け取られるような身体的接触等を含む。)をした セクシュアル・ハラスメントをした(保護者に対する行為の場合) セクシュアル・ハラスメントをした			

懲戒処分の標準例・処分量定一覧

横浜市教育委員会

事由	戒告	減給	停職	免職
(5) 取扱い公金・関係物品	ア 横領・窃取・搾取			
	イ 紛失・盗難			
	ウ 物品損壊			
	故意又は重大な過失による。			
	エ 出火・爆発			
	故意又は重大な過失による。			
	オ 諸給与の違法支払・不適正受給			
	カ 不適切な事務処理			
	キ 公金及び物品等の処理不適正			
公務6外) 非その他の関係	ア 放火・殺人			
	イ 傷害			
	ウ 暴行・けんか			
	エ 器物損壊(故意の場合)			
	オ 横領			
	(ア)自己の占有する他人の物を横領した			
	(イ)遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した			
	カ 窃盗			
	キ 詐欺・恐喝			
(7) 交通事故関係	ク 賭博・ノミ行為			
	賭場を開くなどの胴元としての行為をした。			
	ケ 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等			
	ア 人(ア) 死亡			
	措置義務違反等がある場合			
	ア 人(イ) 重大な傷害			
	措置義務違反等がある場合			
	ア 人(ウ) 傷害(措置義務違反)			
	イ 物損			
飲酒	ウ 違反			
	重大な交通法規違反			
	イ 飲酒			
	(ア)事故を起こした場合			
	エ 飲酒			
	(イ)飲酒運転			
	(ウ)飲酒運転の容認等			
	※飲酒運転は原則として免職。 ただし、特段の事情がある場合には、停職とすることができます。			
	(8) 監督責任関係			